

市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

本市市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）12 月 5 日提出

柏崎市長 櫻井 雅浩

記

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成 7 年条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「柏崎市立剣野第一児童クラブ」を「柏崎市立西第一児童クラブ」に、「柏崎市立剣野第二児童クラブ」を「柏崎市立西第二児童クラブ」に、「柏崎市立日吉児童クラブ」を「柏崎市立桜通児童クラブ」に、

「

柏崎市立中通児童クラブ	柏崎市大字曾地130番地
柏崎市立北条児童クラブ	柏崎市大字北条1981番地1
柏崎市立米山児童クラブ	柏崎市米山町304番地4
柏崎市立鯨波児童クラブ	柏崎市大字鯨波乙1032番地

」を

「

柏崎市立北条児童クラブ	柏崎市大字北条1981番地1
-------------	----------------

」に改め

る。

第7条第2項中「4, 750円」を「5, 200円」に改め、同項ただし書中「9, 500円」を「11, 000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第2条の表に掲げる児童クラブを利用させるために必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正後の第7条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に納付すべき使用料から適用し、同日前に納付すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県柏崎市立児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成7年9月22日条例第36号）

改正後		改正前			
(名称及び位置)					
第2条 児童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。					
名称	位置	名称	位置		
(略)		(略)			
<u>柏崎市立西第一児童クラブ</u>	柏崎市常盤台25番3号	<u>柏崎市立剣野第一児童クラブ</u>	柏崎市常盤台25番3号		
<u>柏崎市立西第二児童クラブ</u>	柏崎市常盤台25番24号	<u>柏崎市立剣野第二児童クラブ</u>	柏崎市常盤台25番24号		
(略)		(略)			
<u>柏崎市立桜通児童クラブ</u>	柏崎市大字土合806番地	<u>柏崎市立日吉児童クラブ</u>	柏崎市大字土合806番地		
(略)		(略)			
<u>柏崎市立にしやま児童クラブ</u>	柏崎市西山町坂田231番地2	<u>柏崎市立にしやま児童クラブ</u>	柏崎市西山町坂田231番地2		
<u>柏崎市立北条児童クラブ</u>	柏崎市大字北条1981番地1	<u>柏崎市立中通児童クラブ</u>	柏崎市大字曾地130番地		
		<u>柏崎市立北条児童クラブ</u>	柏崎市大字北条1981番地1		
		<u>柏崎市立米山児童クラブ</u>	柏崎市米山町304番地4		
		<u>柏崎市立鯨波児童クラブ</u>	柏崎市大字鯨波乙1032番地		
(使用料)					
第7条 (略)					
2 使用料の額は、児童1人につき、月額 <u>5,200円</u> とする。ただし、8月分については、児童1人につき、月額 <u>11,000円</u> とする。					
3 (略)					
第7条 (略)					
2 使用料の額は、児童1人につき、月額 <u>4,750円</u> とする。ただし、8月分については、児童1人につき、月額 <u>9,500円</u> とする。					
3 (略)					